**平成２３年（フ）第１６８７７号**
東京都港区南青山２丁目11―11―201
債務者　福岡　雅子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４３４号**
東京都立川市泉町1156番地の４トミンハイム立川泉町305号
債務者　内村憲一朗
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３１６号**
北海道帯広市西22条南３丁目８番地１
債務者　中川　典子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第１６７２０号**
東京都杉並区今川２丁目24―１　カリフール今川３棟109
債務者　藤江　領一
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６７９１号**
東京都江東区亀戸３―45―17―503、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区矢向２丁目13―24
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第７６１号**
静岡市駿河区西脇1079番地の１　サーパス西脇101号、旧住所静岡市駿河区西脇1363番地ウインドリッヂ102号
債務者　桜井　和子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７６４号**
静岡市駿河区池田566番地の２　コーポグリーン101号、旧住所静岡市清水区平川地９番23号
債務者　戸澤麻莉菜
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１５３２号**
東京都町田市野津田町854番地６
債務者　平本　宏美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 破産手続廃止

**平成２３年（フ）第６２号**
茨城県つくばみらい市谷井田2007番地の２
破産者　有限会社ゴリラ
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第６３号**
茨城県つくばみらい市谷井田2006番地６
破産者　廣瀬さよ子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２９５号**
群馬県伊勢崎市間野谷町648番地３
破産者　新井　利榮
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第９号**
千葉県香取市堀之内2298番地
破産者　髙木　和子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

**平成２３年（フ）第４５０号**
大阪市北区天神西町４番12号大阪ニット会館
破産者　株式会社センイジヤアナル
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２４６号**
釧路市美原２丁目43番５号
破産者　ユニオン電建株式会社
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１０号**
福島県いわき市平字四町目18番地総和ビル３階
破産者　医療法人社団いわき中央クリニック
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第４０２号**
茨城県水戸市千波町423番地
破産者　有限会社パリジャン
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第５５５０号**
東京都品川区上大崎２丁目24番13号
破産者　株式会社エンドレス通商
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５５５１号**
東京都品川区上大崎２丁目24番13号
破産者　株式会社築地流通サービス
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部